

令和5年第2回（3月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第15号	令和4年度上越市一般会計補正予算（第8号）	人事課 総務管理課	1～2
議案第24号	上越市行政組織条例の全部改正について	人事課	3～9
議案第25号	上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務管理課	10～24
議案第26号	上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	人事課	25
議案第4号	令和5年度上越市一般会計予算	議会事務局ほか	26～56

総務管理部
議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事业、経常的事业、政策的事业に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事业…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事业…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事业…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	人事課

歳出科目 (P74~P75)	2款1項1目	一般管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
人事・給与管理費	258,971	△55,364	203,607

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△55,364	給料	△34,583
		職員手当等	△11,996
		共済費	△8,785

【補正理由】

正規職員の休業等の際に業務の補助を行う会計年度任用職員の任用人数及び月数が当初の見込みを下回ることから、会計年度任用職員の給料、職員手当等及び共済費を減額するもの

【補正内容】

<給料、職員手当等及び共済費>

○会計年度任用職員の任用状況

	当初見込み ①	実績見込み ②	差引 (②-①)
産休・育休関係	336月 (45人)	166月 (23人)	△170月 (△22人)
病休関係等	104月 (11人)	71月 (22人)	△33月 (11人)
合計	440月 (56人)	237月 (45人)	△203月 (△11人)

区分	補正前	補正額	補正後
給料	73,233	△34,583	38,650
会計年度任用職員給料	50,384	△20,739	29,645
現業会計年度任用職員給料	22,849	△13,844	9,005
職員手当等	25,412	△11,996	13,416
会計年度任用職員期末手当	16,124	△5,505	10,619
現業会計年度任用職員期末手当	9,288	△6,491	2,797
共済費	21,114	△8,785	12,329
会計年度任用職員 共済組合負担金	21,114	△8,785	12,329
合計	119,759	△55,364	64,395

提出課	総務管理課
-----	-------

歳出科目 (P74~P75)	2款1項17目	情報政策費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
情報システム事業	667,369	19,339	686,708

主な補正財源		主な経費	
県支出金	9,669	使用料及び賃借料	19,339
一般財源	9,670		

【補正理由】

申請や届出などの行政手続や使用料等の納付を、パソコンやスマートフォンを用いて24時間、いつでも、どこからでもオンラインで行うことができる環境を整備するため、国の令和4年度第2次補正予算を活用し、行政手続の申請受付システム及び公共施設予約システムの整備に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	デジタル田園都市国家構想交付金	0	9,669	9,669

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
使用料及び賃借料	電子計算機等借上料	410,803	19,339	430,142

【実施内容】

- ・汎用オンライン申請システムの導入 9,208
行政手続のオンライン化を推進するため、当市を含めた県内12市町の共同利用により、汎用オンライン申請システムを導入する。
- ・公共施設予約管理システムの更新 10,131
スマートフォンからの利用など、一層の利便性の向上を図るため、現行の公共施設予約管理システムを更新する。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 4 号
提 出 課	人事課

上越市行政組織条例の全部改正について

1 改正理由

第 7 次総合計画の着実な推進に向け、複雑化・多様化する行政課題に対する的確かつ迅速に対応するため、組織横断的な調整機能を確保しつつ、企画・実行力と専門性を発揮できる組織体制を整備するもの

2 主な改正内容

(1) 部の数を次のとおり 10 部から 11 部にする。(第 1 条関係)

改 正 案	改 正 前
(1) 総合政策部	(1) 総務管理部
(2) 環境部	(2) 企画政策部
(3) 総務部	(3) 財務部
(4) 財務部	(4) 防災危機管理部
(5) 防災危機管理部	(5) 自治・市民環境部
(6) 都市整備部	(6) 福祉部
(7) 健康福祉部	(7) 健康子育て部
(8) こども・子育て部	(8) 産業観光交流部
(9) 産業部	(9) 農林水産部
(10) 文化観光部	(10) 都市整備部
(11) 農林水産部	

(2) 次のとおり部を改編する。(第 1 条、第 2 条関係)

ア 基本政策に係る企画立案と組織横断的な調整機能を強化するため、企画政策部を「総合政策部」に再編する。

イ 市民・事業者・行政が一体となって分野横断的に環境施策を推進する組織として「環境部」を新設する。

ウ 行政の内部管理を担う総務管理部を、より効果的に各部を下支えする組織として「総務部」に再編する。

エ 市民の健康の増進と福祉の充実を総合的に支援するため、福祉部と健康子育て部の一部を「健康福祉部」に再編する。

オ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを牽引する組織として「こども・子育て部」を新設する。

カ 地域に根付く産業の活性化を図るとともに、新産業の創出や企業立地等を強力に推し進めるため、産業観光交流部を「産業部」に再編する。

キ 地域の魅力向上と交流人口の拡大に向けた施策を一体的に推進するため、文化部門と観光部門を統合した「文化観光部」を新設する。

(3) 部の改編に伴い、他の引用条例を整備する。(附則第 2 項から第 5 項まで関係)

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 附則第2項の規定による上越市総合計画審議会条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>企画政策部</u> において処理する。

5 附則第3項の規定による上越市特別職報酬等審議会条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において処理する。

6 附則第4項の規定による職員の退職手当に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(庶務) 第26条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	(庶務) 第26条 審査会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において処理する。

7 附則第5項の規定による上越市子ども・子育て会議条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>子ども・子育て部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>健康子育て部</u> において処理する。

行政組織の改編について

1 基本的な考え方

第7次総合計画の着実な推進に向け、複雑化・多様化する行政課題に対する的確かつ迅速に対応するため、組織横断的な調整機能を確保しつつ、企画・実行力と専門性を発揮できる組織体制を整備するもの

2 主な見直し内容

- 市長・副市長によるトップマネジメント体制の下、連携効果の発揮が期待できる4つの政策分類（セクション）に基づき、組織を再構築
- 企画政策部を「総合政策部」に再編し、基本政策に係る企画立案と組織横断的な調整機能を強化
- 専門性をもって取り組む体制とするため、「環境部」、「こども・子育て部」、「文化観光部」をそれぞれ新設

3 各セクションの考え方、各部の役割等

総合政策セクション …基本政策に係る企画立案の推進、組織横断的な施策の調整及び特命事項の実施

○総合政策部

- ・ 自主自立のまちづくりを一層推進するとともに、多様性と包摂性のある地域社会の実現に向け、関係する事務を企画政策部に移管し「総合政策部」に再編
- ・ 国県や関係機関との関係性を深めながら、施策・事業の企画調整や財源確保等を担う「企画調整監」、総合事務所及びまちづくりセンターを含めた地域政策を担う「地域政策監」をそれぞれ配置

○環境部

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現など未来の環境に責任を持つための環境施策を、市民・事業者・行政が一体となって分野横断的に推進する組織として「環境部」を新設

行財政基盤・防災セクション …行財政基盤の構築、安心安全な生活の支援、都市基盤の整備

○総務部

- ・ 行政の内部管理を担う総務管理部を、効率的な業務執行と利便性の高いサービスの提供を実現するスマート市役所への転換に向け、行政DXと業務効率化を一体的に推進し、より効果的に各部を下支えする組織として「総務部」に再編
- ・ 職員の資質・能力の更なる向上を図るため、階層別かつ体系的な職員研修等の取組を推進する体制を整備

○財務部

- ・ 計画的な財政運営により健全財政を維持するとともに、効率的・効果的な資産活用を担う体制を強化し「財務部」の組織を再編

○防災危機管理部

- ・ 激甚化・頻発化する災害から市民の命と暮らしを守り、有事の際に迅速かつ機動的に対応する「防災危機管理部」を設置

○都市整備部

- ・市民の暮らしを支える都市基盤や住環境の維持・向上を担う組織として「都市整備部」を設置
- ・保倉川放水路の整備促進を図るとともに、周辺地域のまちづくりを着実に進める体制を整備

健康福祉・子育てセクション …全ての市民が健康で生き生きと暮らし、支え合い、子育てができるよう支援

○健康福祉部

- ・市民の健康の増進と福祉の充実を総合的に支援するため、福祉部と健康子育て部の一部を「健康福祉部」に再編
- ・生活困窮者や要援護世帯への支援体制を強化

○こども・子育て部

- ・安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの司令塔を担い、教育委員会と密接に連携しながら対応する組織として「こども・子育て部」を新設
- ・子どもの育ち支援や子育て家庭への経済的支援等を充実・強化するとともに、多様な保育ニーズに的確に対応するための体制を整備

産業・魅力創造セクション …産業・農林水産業の振興、文化・観光・スポーツを基軸に新たな魅力創造を推進

○産業部

- ・地域に根付く産業の活性化を図るとともに、新産業の創出や企業立地等を強力に推し進めるため、産業観光交流部を「産業部」に再編

○文化観光部

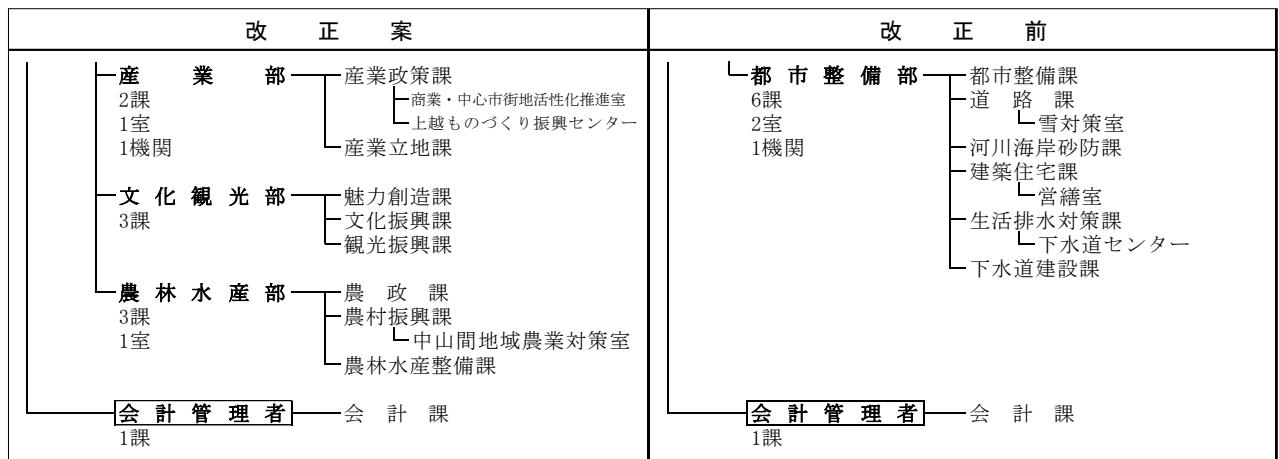
- ・地域の魅力向上と交流人口の拡大に向けた施策を一体的に推進するため、文化部門と観光部門を統合した「文化観光部」を新設
- ・教育委員会が所管する文化行政・スポーツ部門との連携を強化しながら、歴史文化をいかした通年観光の仕組みを整えるとともに、地域の魅力の最大化を図り、新たな交流を生み出すための体制を強化

○農林水産部

- ・農林水産業の担い手の確保・育成や収益性の向上、生産基盤の強化や森林保全等の取組を推進し、持続的な農林水産業の発展を担う組織として「農林水産部」を設置

4 行政組織図新旧対照表

改 正 案	改 正 前
<p>市長</p> <p>副市長</p> <p>— 理事</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総合政策部 <ul style="list-style-type: none"> 5課等 1室 18機関 — 企画調整監 <ul style="list-style-type: none"> — 総合政策課 — 上越市創造行政研究所 — 多文化共生課 <ul style="list-style-type: none"> — 人権・同和对策室 — 男女共同参画推進センター — 女性サポートセンター — 地域政策監 <ul style="list-style-type: none"> — 交通政策課 — 地域政策課 <ul style="list-style-type: none"> — まちづくりセンター(3) — 総合事務所(13) — 環境部 <ul style="list-style-type: none"> 2課 — 環境政策課 — 生活環境課 — 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 6課 1室 6機関 — 総務課 <ul style="list-style-type: none"> — オンブズパーソン事務局 — 市民相談センター — 消費生活センター — 公文書センター — 行政イノベーション課 — 市民課 <ul style="list-style-type: none"> — 出張所(2) — 秘書課 — 広報対話課 — 人事課 <ul style="list-style-type: none"> — 人材育成室 — 財務部 <ul style="list-style-type: none"> 6課 — 財政課 — 資産活用課 — 用地管財課 — 契約検査課 — 税務課 — 収納課 — 防災危機管理部 <ul style="list-style-type: none"> 2課 1室 — 市民安全課 <ul style="list-style-type: none"> — 原子力防災対策室 — 危機管理課 — 都市整備部 <ul style="list-style-type: none"> 6課 3室 1機関 — 都市整備課 — 道路課 <ul style="list-style-type: none"> — 雪対策室 — 河川海岸砂防課 <ul style="list-style-type: none"> — 保倉川放水路沿川まちづくり推進室 — 建築住宅課 <ul style="list-style-type: none"> — 営繕室 — 生活排水対策課 <ul style="list-style-type: none"> — 下水道センター — 下水道建設課 — 健康福祉部 <ul style="list-style-type: none"> 7課等 1室 6機関 — 福祉課 — 生活援護課 — 地域医療推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 診療所(5) — 高齢者支援課 — 健康づくり推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 新型コロナウイルスワクチン接種事務室 — 国保年金課 — すこやかなくらし包括支援センター <ul style="list-style-type: none"> — 福祉交流プラザ — 子ども・子育て部 <ul style="list-style-type: none"> 2課 1機関 ()内を除く — 子ども政策課 — 幼児保育課 <ul style="list-style-type: none"> — 子ども発達支援センター(保育園(34)) 	<p>市長</p> <p>副市長</p> <p>— 理事</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務管理部 <ul style="list-style-type: none"> 5課 1室 4機関 — 総務管理課 <ul style="list-style-type: none"> — 情報政策室 — オンブズパーソン事務局 — 市民相談センター — 消費生活センター — 公文書センター — 行政改革推進課 — 秘書課 — 広報対話課 — 人事課 — 企画政策部 <ul style="list-style-type: none"> 4課等 — 企画政策課 — 上越市創造行政研究所 — 文化振興課 — 交通政策課 — 財務部 <ul style="list-style-type: none"> 5課 1室 — 財政課 — 用地管財課 <ul style="list-style-type: none"> — 財産運用室 — 契約検査課 — 税務課 — 収納課 — 防災危機管理部 <ul style="list-style-type: none"> 2課 1室 — 市民安全課 <ul style="list-style-type: none"> — 原子力防災対策室 — 危機管理課 — 自治・市民環境部 <ul style="list-style-type: none"> 5課 1室 19機関 — 自治・地域振興課 <ul style="list-style-type: none"> — まちづくりセンター(3) — 総合事務所(13) — 共生まちづくり課 <ul style="list-style-type: none"> — 人権・同和对策室 — 男女共同参画推進センター — 市民課 <ul style="list-style-type: none"> — 出張所(2) — 環境保全課 — 生活環境課 — 福祉部 <ul style="list-style-type: none"> 4課等 7機関 — 福祉課 — 地域医療推進室 <ul style="list-style-type: none"> — 診療所(5) — 高齢者支援課 <ul style="list-style-type: none"> — すこやかなくらし包括支援センター — 福祉交流プラザ — 子ども発達支援センター — 健康子育て部 <ul style="list-style-type: none"> 4課 1室 ()内を除く — 健康づくり推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 新型コロナウイルスワクチン接種事務室 — 国保年金課 — 保育課 <ul style="list-style-type: none"> — (保育園(34)) — 子ども課 — 産業観光交流部 <ul style="list-style-type: none"> 4課等 1室 2機関 — 産業政策課 <ul style="list-style-type: none"> — 商業・中心市街地活性化推進室 — 上越ものづくり振興センター — 女性サポートセンター — 産業立地課 — 観光交流推進課 — 施設経営管理室 — 農林水産部 <ul style="list-style-type: none"> 3課 1室 — 農政課 — 農村振興課 <ul style="list-style-type: none"> — 中山間地域農業対策室 — 農林水産整備課



○組織数の比較

		改正案	改正前	比較
部等	市長部局	11	10	1
	全体	13	12	1
課等	市長部局	45	43	2
	全体	59	57	2
課内室	市長部局	9	9	0
	全体	9	9	0
機関等	市長部局	33	33	0
	全体	46	46	0

5 主な事務分掌案

部等名	主な所掌事務（案）	
総合政策部	総合政策課	総合計画、地方創生、施策の総合調整（例：シティプロモーション、地域DX、地域資源の活用・販路拡大）、統計
	上越市創造行政研究所	調査研究
	多文化共生課	多文化共生、国際交流、移住促進 （男女共同参画推進センター、女性サポートセンター）
	人権・同和对策室	人権擁護、同和对策
	交通政策課	公共交通、並行在来線、新幹線
	地域政策課	地域自治、地域振興、町内会、市民協働 （各まちづくりセンター）
	*各区総合事務所	総合事務所業務
環境部	環境政策課	脱炭素社会推進、自然環境保全、鳥獣保護、公害防止
	生活環境課	廃棄物対策、焼却施設・汚泥処理施設管理
総務部	総務課	議会、総務、法務 （オンブズパーソン事務局、市民相談センター、消費生活センター、公文書センター）
	行政イノベーション課	行政DX、行政改革、情報管理
	市民課	住民票、戸籍 （各出張所）
	秘書課	特別職秘書、庁議
	広報対話課	広報、広聴
	人事課	人事、組織管理、福利厚生、給与
人材育成室	人材育成	

部等名	主な所掌事務（案）	
財 務 部	財 政 課	予算、決算、地方交付税、地方債
	資 産 活 用 課	市有財産の活用・処分、第三セクター
	用 地 管 財 課	市有施設の管理・調整、用地
	契 約 検 査 課	契約、検査
	税 務 課	市民税、固定資産税
	収 納 課	収納管理、徴収、滞納対策
防災危機管理部	市 民 安 全 課	防災、防犯・交通安全
	原子力防災対策室	原子力防災
	危 機 管 理 課	災害対応、危機管理、消防
都 市 整 備 部	都 市 整 備 課	都市計画、区画整理、都市公園、景観
	道 路 課	道路管理、道路建設・維持
	雪 対 策 室	雪対策
	河川海岸砂防課	河川、海岸、砂防
	保倉川放水路沿川まちづくり推進室	保倉川放水路の整備促進、周辺地域のまちづくり
	建 築 住 宅 課	建築指導・審査、住宅対策、公営住宅
	営 繕 室	設計・工事監理
	生活排水対策課	下水道管理、農業集落排水、浄化槽（下水道センター）
	下水道建設課	下水道建設
	健 康 福 祉 部	福 祉 課
生 活 援 護 課		生活保護、要援護世帯支援
地域医療推進課		地域医療、上越地域医療センター病院（各診療所）
高 齢 者 支 援 課		高齢者支援、介護予防、介護給付、介護認定
健康づくり推進課		健康増進、保健衛生
新型コロナウイルスワクチン接種事務室		新型コロナウイルスワクチン接種
国 保 年 金 課		国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
すこやかなくらし包括支援センター		福祉に係る総合的な相談支援（福祉交流プラザ）
こども・子育て部	こども政策課	こども・子育て支援、児童福祉
	幼 児 保 育 課	保育園、認定こども園（こども発達支援センター）
産 業 部	産 業 政 策 課	商工業振興、雇用対策（上越ものづくり振興センター）
	商業・中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化対策
	産 業 立 地 課	産業立地、直江津港振興
文 化 観 光 部	魅 力 創 造 課	地域の魅力向上、交流人口の拡大、文化・観光・スポーツの連携
	文 化 振 興 課	文化振興、歴史的資源活用
	観 光 振 興 課	観光振興、観光施設管理
農 林 水 産 部	農 政 課	農政企画、農業振興、担い手育成、農地利用調整
	農 村 振 興 課	農産物販売促進、農業施設管理
	中山間地域農業対策室	中山間地域農業対策、鳥獣被害対策
	農林水産整備課	土地改良、農村整備、農村防災、林業、水産業
会 計 管 理 者	会 計 課	会計

※上記の事務分掌は、各課等の所掌事務を概括的に表したものです。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第25号
提 出 課	総務管理課

上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 改正理由

申請手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、個人番号を利用できる事務を追加するほか、公金受取口座登録制度の創設に伴い、利用できる特定個人情報の種類に口座登録情報を追加するなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により条例で定める独自利用事務に、障害者に対する障害者用自動車改造費用の助成金の交付に関する事務その他8件の事務を追加する。（別表第1、別表第2関係）
- (2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく公金受取口座登録制度の創設に伴い、上越市重度心身障害者医療費助成規則による医療費の助成に関する事務その他7件の事務に、公金の給付を受けられる口座の情報を追加する。（別表第2関係）
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第11号の規定により、教育委員会と市の間において特定個人情報を提供できる業務として、特定子ども・子育て支援実費徴収に係る事務その他2件の業務を追加する。（別表第3関係）
- (4) その他文言を整備する。

<参考>改正により追加する個人番号利用事務一覧

改正により追加する個人番号利用事務	改正内容		
	(1) 関係	(2) 関係	(3) 関係
精神障害者に対する入院医療費の助成金の交付に関する事務		○	
軽・中等度難聴者に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務		○	
障害者の介護者に対する障害者用介護者運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務		○	
高齢者又は障害者に対する住宅改造等の費用の補助金の交付に関する事務		○	
上越市重度心身障害者医療費助成規則による医療費の助成に関する事務		○	
障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務		○	

改正により追加する個人番号利用事務	改正内容		
	(1) 関係	(2) 関係	(3) 関係
障害者に対する障害者用運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務	○	○	
障害者に対する日常生活用具の給付に関する事務	○		
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	○	○	
子どもの保護者に対する定期予防接種費用の助成金の交付に関する事務	○		
不妊不育治療を受ける者に対する不妊不育治療に要する費用の助成金の交付に関する事務	○		
園児の保護者に対する市立保育園における保育料等の減免に関する事務	○		
子どもの保護者に対する特定子ども・子育て支援実費徴収に係る補足給付の支給に関する事務	○		○
上越市奨学金貸付条例による経済的理由で修学が困難な学生又は生徒に対する学資の貸付けに関する事務	○		○
園児の保護者に対する市立幼稚園における給食費の徴収に関する事務	○		○
計	9	8	3

3 施行期日

令和5年4月1日

4 上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供</p>

改 正 案	改 正 前																																														
<p>を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>																																														
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>																																														
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 448 379 533">個人番号利用機関</th> <th data-bbox="379 448 699 533">個人番号利用事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 533 379 577">1 上越市長</td> <td data-bbox="379 533 699 577">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 577 699 745">軽・中等度難聴者に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 745 699 790">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 790 699 920">障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 920 699 1088">障害者に対する障害者用運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 1088 699 1218">障害者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 1218 699 1388">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 1388 699 1433">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 1433 699 1601">子どもの保護者に対する定期予防接種費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 1601 699 1821">不妊不育治療を受ける者に対する不妊不育治療に要する費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 1821 699 2040">上越市老人医療費助成規則（昭和54年上越市規則第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 2040 699 2085">園児の保護者に対する市立</td> </tr> </tbody> </table>	個人番号利用機関	個人番号利用事務	1 上越市長	(略)		軽・中等度難聴者に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの		(略)		障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの		障害者に対する障害者用運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの		障害者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		(略)		子どもの保護者に対する定期予防接種費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの		不妊不育治療を受ける者に対する不妊不育治療に要する費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの		上越市老人医療費助成規則（昭和54年上越市規則第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		園児の保護者に対する市立	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 448 1002 533">個人番号利用機関</th> <th data-bbox="1002 448 1321 533">個人番号利用事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 533 1002 577">1 上越市長</td> <td data-bbox="1002 533 1321 577">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1002 577 1321 745">軽・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1002 745 1321 790">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1002 790 1321 920">障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1002 920 1321 1388"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1002 1388 1321 1433">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1002 1433 1321 1821"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1002 1821 1321 2040">上越市老人医療費助成規則（昭和54年上越市規則第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1002 2040 1321 2085"></td> </tr> </tbody> </table>	個人番号利用機関	個人番号利用事務	1 上越市長	(略)		軽・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの		(略)		障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの				(略)				上越市老人医療費助成規則（昭和54年上越市規則第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
個人番号利用機関	個人番号利用事務																																														
1 上越市長	(略)																																														
	軽・中等度難聴者に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	(略)																																														
	障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	障害者に対する障害者用運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	障害者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	(略)																																														
	子どもの保護者に対する定期予防接種費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	不妊不育治療を受ける者に対する不妊不育治療に要する費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	上越市老人医療費助成規則（昭和54年上越市規則第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	園児の保護者に対する市立																																														
個人番号利用機関	個人番号利用事務																																														
1 上越市長	(略)																																														
	軽・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	(略)																																														
	障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの																																														
	(略)																																														
	上越市老人医療費助成規則（昭和54年上越市規則第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																																														

改 正 案		改 正 前	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保育園における保育料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの</div>		<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>
	(略)		(略)
2 上越市教育委員会	(略)	2 上越市教育委員会	(略)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">子どもの保護者に対する特定子ども・子育て支援実費徴収に係る補足給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</div>		<div style="border: 1px solid black; height: 150px;"></div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上越市奨学金貸付条例（昭和48年上越市条例第21号）による経済的理由で修学が困難な学生又は生徒に対する学資の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上越市就学援助費支給規則（平成19年上越市規則第36号）による援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上越市就学援助費支給規則（平成19年上越市規則第36号）による援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">園児の保護者に対する市立幼稚園における給食費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</div>		<div style="border: 1px solid black; height: 60px;"></div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別表第2 別掲1のとおり</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別表第2 別掲1のとおり</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別表第3 別掲2のとおり</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別表第3 別掲2のとおり</div>

(別掲 1)

改正案

別表第 2 (第 3 条関係)

個人番号利用機関	個人番号利用事務	特定個人情報
1 上越市長	精神障害者に対する入院医療費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。) (2) 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 7 条第 4 号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) (3) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) (4) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和 3 年法律第 38 号) 第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項 (以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)
	軽・中等度難聴者に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 公的給付支給等口座登録簿関係情報
	障害者の介護者に対する障害者用介護者運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 公的給付支給等口座登録簿関係情報
	高齢者又は障害者に対する住宅改造等の費用の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (以下「介護保険給付等関係情報」という。) (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報
	上越市重度心身障害者医療費助成	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

改正案

		<p>規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 上越市国民健康保険条例（昭和46年上越市条例第66号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） (4) 生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。） (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報</p>
		<p>障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。） (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報</p>
		<p>障害者に対する障害者用運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 公的給付支給等口座登録簿関係情報</p>
		<p>障害者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 介護保険給付等関係情報 (4) 生活保護関係情報</p>
		<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和</p>

改正案

			<p>33年法律第192号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>(2) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報</p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報</p> <p>(6) 障害者自立支援給付関係情報</p> <p>(7) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報</p> <p>(8) 生活保護関係情報又は生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報</p> <p>(9) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(11) 地方税関係情報</p> <p>(12) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(13) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>(14) 介護保険給付等関係情報</p>
--	--	--	---

改正案

			<p>(15) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>(16) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報</p> <p>(17) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報</p> <p>(18) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報</p> <p>(19) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用の援助に関する情報</p> <p>(20) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報</p> <p>(21) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報</p> <p>(22) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(23) 公的給付支給口座登録簿関係情報</p>	
	<p>介護保険被保険者又は介護保険被保険者の短期入所サービス超過額の減免を行う事業者に対する短期入所サービス超過額助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 介護保険給付等関係情報</p>		
	<p>介護保険サービス利用者負担金の</p>		<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p>	

改正案

	軽減を実施する法人等に対する利用者負担金助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 介護保険給付等関係情報
	指定認知症対応型共同生活介護事業所利用者の家賃等の軽減を実施する事業者に対する認知症対応型グループホーム利用者負担軽減助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 介護保険給付等関係情報
	子どもの保護者に対する定期予防接種費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護関係情報 (2) 住民票関係情報
	不妊不育治療を受ける者に対する不妊不育治療に要する費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (2) 住民票関係情報
	上越市老人医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (5) 医療保険給付関係情報
	園児の保護者に対する市立保育園における保育料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	上越市ひとり親家庭等医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 医療保険給付関係情報
	上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	上越市営住宅条例による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
2 上越市教育委員会	私立高等学校に在学する生徒の保護者に対する私立高等学校の学費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報
	子どもの保護者に対する特定子ども	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

改正案

<p>も・子育て支援実費徴収に係る補 足給付の支給に関する事務であっ て規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報</p>
<p>上越市奨学金貸付条例による経済 的理由で修学が困難な学生又は生 徒に対する学資の貸付に関する 事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>上越市就学援助費支給規則による 援助費の支給に関する事務であっ て規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報</p>
<p>園児の保護者に対する市立幼稚園 における給食費の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）による身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和25年法律第123号）による精 神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福 祉法（昭和35年法律第37号）にいう 知的障害者に関する情報（以下「障害者 関係情報」という。） (4) 生活保護関係情報</p>

別表第 2 (第 3 条関係)

個人番号利用機関	個人番号利用事務	特定個人情報
1 上越市長	精神障害者に対する入院医療費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	軽・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者の介護者に対する障害者用介護者運転自動車改造費用の助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者又は障害者に対する住宅改造等の費用の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	上越市重度心身障害者医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、上越市国民健康保険条例（昭和 46 年上越市条例第 66 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付若しくは配偶者支援金の

改正前

	支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
障害者の生活サポートサービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
介護保険被保険者又は介護保険被保険者の短期入所サービス超過額の減免を行う事業者に対する短期入所サービス超過額助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
介護保険サービス利用者負担金の軽減を実施する法人等に対する利用者負担金助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
指定認知症対応型共同生活介護事業所利用者の家賃等の軽減を実施する事業者に対する認知症対応型グループホーム利用者負担軽減助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
上越市老人医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
上越市ひとり親家庭等医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
上越市市営住宅条例による市営賃貸住宅の管理に関する事務であ	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

改正前

	って規則で定めるもの	
2 上越市教育委員会	私立高等学校に在学する生徒の保護者に対する私立高等学校の学費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	上越市就学援助費支給規則による援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

改正案

別表第 3 (第 4 条関係)

情報照会機関	個人番号利用事務	情報提供機関	特定個人情報
上越市教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	上越市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報
	私立高等学校に在学する生徒の保護者に対する私立高等学校の学費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報
	子どもの保護者に対する特定子ども・子育て支援実費徴収に係る補足給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの		次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
	上越市奨学金貸付条例による経済的理由で修学が困難な学生又は生徒に対する学資の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
	上越市就学援助費支給規則による援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報
	園児の保護者に対する市立幼稚園における給食費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 障害者関係情報 (4) 生活保護関係情報

(別掲 2)

改正前

別表第 3 (第 4 条関係)

情報照会機関	個人番号利用事務	情報提供機関	特定個人情報
上越市教育委員会	学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	上越市長	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	私立高等学校に在学する生徒の保護者に対する私立高等学校の学費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	上越市就学援助費支給規則による援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第26号
提出課	人事課

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正理由

上越市創造行政研究所長について、調査研究体制の強化を図るため、業務量に応じた報酬額に改定するほか、文言を整備するもの

2 改正内容

- (1) 上越市創造行政研究所長の報酬額を改定する。(別表関係)
- (2) その他文言を整備する。(別表関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

4 上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
学校医	1校(園)につき 年 450,000 円以内	幼稚園・学校嘱託 医	1校(園)につき 年 450,000 円以内
学校薬剤師	〃 年 96,000 円以内	幼稚園・学校薬剤 師	〃 年 96,000 円以内
(略)		(略)	
上越市創造行政研 究所長	月 <u>150,000</u> 円	上越市創造行政研 究所長	月 <u>120,000</u> 円
(略)		(略)	

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第4号
提出課	議会事務局

歳出科目 (P122～P123)	1款1項1目	議会費
------------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
議員活動費	318,439	329,926	△11,487

主な財源		主な経費	
諸収入	1,074	報酬	170,662
一般財源	317,365	旅費	10,058
		職員手当等	56,319
		負担金補助及び交付金	
		共済費	53,639
			20,378

議員活動を円滑に進め、議会の活性化及び地方分権の推進を図る。

○議会本会議、各委員会等の開催 3,670

【目的】

市政の意思決定機関である市議会の本会議及び常任委員会、特別委員会等を開催する。

【実施内容】

- ・定例会等会議出席費用弁償 (2,732)

開催日数[支給実績]の推移

(括弧内は委員会設置数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
本会議	30	30	30
常任委員会	(4) 47	(4) 45	(4) 48
特別委員会	(3) 14	(3) 14	(3) 8
広報広聴委員会	7	8	8
議会運営委員会	12	10	10

※本会議の開催日に開催した他の会議等は重複して費用弁償を支給しないため、開催日数としては計上しない。

- ・市議会議長会ほか会議等出席費用弁償 (938)

○行政視察等の実施 25,300

【目的】

行政視察の旅費や政務活動費等を支出し、議員の調査研究その他の活動に資する。

【実施内容】

- ・議員視察旅費 (6,250)

決算額の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
常任・特別委員会 議会運営委員会	259	0	1,893

・議会政務活動費補助金（19,050）

決算額の推移

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
議 員	11,445	11,591	14,325
会 派	2,536	2,353	4,463
合 計	13,981	13,944	18,788

※交付額 令和2年5月から 議員…1人年額450 会派…所属議員数×年額150
令和2年4月まで 議員…1人年額300 会派…所属議員数×年額300

○議場放送設備保守点検委託料 799

【目的】

議場放送設備の定期的な保守点検を行い、長期間の安定的な運用を図る。

【実施内容】

9月及び3月定例会前の年2回、保守点検を実施する。

○タブレット端末の活用 3,249

【目的】

- ・行政情報を始めとする各種情報をクラウドに配置し、タブレット端末で必要な時にいつでも閲覧できるようにすることで、政策議論の深化を図り、市の意思決定を担う議会としての役割を十分に果たす。
- ・市民への議会報告や意見交換に活用することで、市民とのつながりを強め、開かれた議会を目指す。

【実施内容】

- ・本会議、委員会、各種報告会等で利活用するほか、連絡手段としても活用する。

※端末は、広範な議員活動に使用することから、通信費（定額）は議員負担とし、その負担割合を、議会政務活動費補助金1/2、議員個人負担1/2としている。

- ・タブレット端末関連経費の内訳

項 目	金 額	財源内訳	
タブレット端末借上料（35台）	1,434	通信費議員負担金	1,074
ソフトウェア使用料	1,815		
合 計	3,249	一般財源	2,175

提出課	秘書課
-----	-----

歳出科目 (P 124～P 125)	2 款 1 項 1 目	一般管理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
秘書費	8,500	7,905	595

主な財源		主な経費	
一般財源	8,500	旅費 1,936	負担金補助及び交付金
		交際費 2,080	1,905
		需用費 1,561	

【目的】

市長等の職務の円滑な遂行を図る。

【実施内容】

・普通旅費 1,936

<推移>

年度	区分	特別職	部長等	計
令和2年度	件数	23件	27件	50件
	金額	155	96	251
令和3年度	件数	21件	28件	49件
	金額	134	80	214
令和4年度 (1月末現在)	件数	70件	64件	134件
	金額	1,160	447	1,607

・市長交際費 2,080

<推移>

年度	区分	会費	香典・生花	賛助金	激励金	土産品	計
令和2年度	件数	14件	18件	1件	0件	1件	34件
	金額	76	155	10	0	20	261
令和3年度	件数	19件	15件	3件	0件	0件	37件
	金額	93	130	30	0	0	253
令和4年度 (1月末現在)	件数	95件	15件	3件	0件	4件	117件
	金額	537	135	30	0	42	744

・食糧費（需用費） 110

（内訳）来賓等との懇談会 100

来客用お茶代 10

提出課	総務管理課
-----	-------

歳出科目 (P124～P125)	2款1項1目	一般管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
情報公開等関係費	327	468	△141

主な財源		主な経費	
一般財源	327	報酬	247
		旅費	42
		負担金補助及び交付金	38

【目的】

市民の知る権利を保障する情報公開制度や会議公開制度の運用を通じて、市民との情報の共有化を進めるとともに、個人情報の適正な管理を行うことにより、市政運営に対する信頼を確保する。

また、不服申立て制度の適正な運用により、市民の権利利益の救済手続を確保する。

【実施内容】

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要に応じて情報公開・個人情報保護制度等審議会を開催する。
- ・職員を対象にした情報公開制度、会議公開制度及び個人情報の取扱いに関する研修を実施する。
- ・市民からの不服申立てを審査する行政不服審査会を必要に応じて開催する。

提出課	人事課
-----	-----

歳出科目 (P126～P127)	2款1項1目	一般管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
人事・給与管理費	254,094	258,971	△4,877

主な財源		主な経費	
諸収入	2,250	報酬	44,528
一般財源	251,844	給料	71,974
		職員手当等	59,203
		共済費	27,272
		使用料及び賃借料	19,213
		繰出金	9,917

正規職員の休業等の際に業務の補助を行う会計年度任用職員の任用、職員の人事記録の一括管理及び給与等の支給に係るシステムの運用、職員採用試験など、人事管理事務全般を適正に執行するとともに、業務の効率化を推進する。

○休業代替等職員費 205,160

【目的】

正規職員の休業時や突発的な業務による繁忙期等に、業務の補助を行う会計年度任用職員を任用することにより、事務事業の適正な執行体制を確保する。

【実施内容】

会計年度任用職員の任用

- ・ 正規職員の休業時等対応 373 か月分、繁忙期対応 63 か月分、人事課所属 72 か月分等の報酬、給料、手当、共済費及び費用弁償を計上
- ・ 70 人分の退職手当を計上

○職員採用試験費 2,859

【目的】

安定的かつ持続的な行政サービスの提供に必要な職種・人数の職員を計画的に任用するため、採用試験を実施する。

【実施内容】

- ・ 有能な人材を確保するための採用試験（上越会場及び東京会場）の実施
- ・ より人物重視の採用に向け、一般行政職におけるグループディスカッション試験の導入及び専門試験の廃止
- ・ 受験者の利便性の向上及び業務効率化を図るため、受験申込手続等を電子化する職員採用管理システムの導入
- ・ 職員採用説明会の実施及び合同企業説明会への参加
- ・ 受験者数の増加を図るための学校訪問の実施
- ・ 市職員として働く魅力や仕事のやりがいを伝える職員採用ガイドの作成・配布
- ・ 障害のある人の採用枠の設定による法定雇用障害者数の充足

○その他の経費 46,075

- ・ 人事給与システム及び庶務管理システムの運用支援・保守管理 16,589
- ・ 定年引上げ等に伴う人事給与システム及び庶務管理システムの改修 15,498

- ・特別職報酬等審議会の開催 108
- ・児童手当等に要する繰出金 9,917
- ・公務災害補償等認定委員会の開催、割愛職員の宿舍借上げほか 3,963

歳出科目 (P126～P127)	2 款 1 項 1 目	一般管理費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
職員福利厚生費	30,113	25,121	4,992

主な財源		主な経費	
諸収入	5,547	報酬	1,449
一般財源	24,566	需用費	6,791
		委託料	21,554
		負担金補助及び交付金	141

【目的】

職員の健康管理・安全衛生管理に関し必要な措置を講ずることにより、職員が健康で行政サービスの提供に十分な能力を発揮できる状態を維持する。

【実施内容】

○健康診断等の実施及び健康診断結果に基づく指導 20,417

区分	予算額
定期健康診断	14,363
・正規職員 (参考：人間ドック受診予定数 1,088 人)	540 人 4,515
・会計年度任用職員 (参考：人間ドック受診予定数 111 人)	1,178 人 9,848
特定業務従事者健診及び特殊健康診断	延べ 158 人 454
感染症予防検査及び予防接種	延べ 118 人 322
各種がん検診	延べ 1,533 人 5,278

○ストレスチェックの実施 957

職員自身のストレスへの気付き、対処の支援及び職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、定期健康診断の対象職員にストレスチェックを実施する。

○メンタルヘルスやがん予防などの健康セミナーの開催 271

区分	対象職員	主な内容
健康セミナー	34 歳の定期健診受診者	健診結果に基づき、自身の健康の維持向上のための保健指導を実施
がん予防セミナー	希望制	がん検診の受診率向上に向けた動機付けなど、健康管理についての指導

区 分	対象職員	主な内容
メンタルヘルス セミナー	課長級	所属職員の心の健康状態を把握し適切に対応できるよう、産業医等による指導を実施
	副課長級	メンタルヘルスの基礎知識や対応方法等の習得及び傾聴に関する実技指導
	係長級	
	新規採用	市職員として仕事をする上での心と体の健康維持について指導
メンタルタフネス 研修	新規採用	ストレスに対処するための考え方・行動について指導

○労働安全衛生に関する事業 1,678

区 分	主な内容	予算額
産業医による面談 指導等	産業医（2人）による健康診断後のフォローや病気休職者の対応、長時間労働に係る職員面談、ストレスチェックによる高ストレス判定の職員に対する面接指導	1,434
安全衛生委員会	年に12回開催し、公務災害の発生状況や病気休暇・病気休職、長時間労働の状況等を検証し、改善に向けた方策を協議	34
職場環境巡視	公務災害を防止するため、産業医や安全管理士による職場巡視を行い、危険箇所等の点検、改善に向けた助言・指導等を実施	44
安全衛生推進者等の 選任	職場の安全衛生水準の向上を図るため、労働安全衛生法に基づき、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任	166

○職員に対する被服貸与 6,790

現行の防災服の販売終了に伴い、新たな防災服を選定し、災害対策本部及び防災危機管理部に属する職員と課長級職員に貸与する。

提出課	行政改革推進課
-----	---------

歳出科目 (P 126～P 127)	2 款 1 項 1 目	一般管理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
事務管理事業	47	837	△790

主な財源		主な経費	
一般財源	47	需用費	9
		負担金補助及び交付金	38

○行政改革推進業務 47

【目的】

第 7 次総合計画に掲げた当市の将来都市像である「暮らしやすく、希望あふれるまち上越」の着実な実現と、基礎的な行政サービスの確実な提供に向け、良質な行政サービスを提供するための市政運営の基盤の強化を図る。

【5 年度目標】

第 7 次行政改革推進計画に掲げる 12 の取組の柱の目標達成に向けて取組を推進する。

【実施内容】

第 7 次行政改革推進計画の工程表に基づき、取組を推進する。

提出課	総務管理課
-----	-------

歳出科目 (P 126～P 129)	2 款 1 項 1 目	一般管理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
庁用事務費等関係費	78,970	85,555	△6,585

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2	報酬	8,354
諸収入	874	需用費	29,579
市債	2,300	役員費	4,235
一般財源	75,794	委託料	16,157
		使用料及び賃借料	10,281
		備品購入費	4,282

○木田庁舎及び各区総合事務所で使用する事務用経費 18,833

【目的】

木田庁舎及び各区総合事務所の事務用経費を一括管理し、経費の削減と業務の効率化を図る。

【実施内容】

- ・報酬等 会計年度任用職員 6 人（木田庁舎及び 5 区総合事務所）
いじめ問題再調査委員会委員 5 人
- ・印刷製本費 市名入り封筒、賞状等

○庁用自動車の運行管理に係る経費 60,137

【目的】

全庁的に使用するマイクロバスなどの庁用自動車や庁用備品の効率的な運用を図る。

【実施内容】

- ・車両維持管理台数 普通車 101 台、マイクロバス 7 台
- ・燃料使用量 ガソリン 47,900 ㍓ (93 台分)、軽油 20,500 ㍓ (15 台分)
- ・庁用自動車運転業務委託 マイクロバス 4 台 4,380 時間
- ・自動車借上げ 普通車 24 台、マイクロバス 3 台
- ・庁用自動車更新 普通車 2 台（うち 1 台は電気自動車）

歳出科目（P130～P131）	2款1項1目	一般管理費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公文書等保存活用事業	11,583	9,315	2,268

主な財源		主な経費	
諸収入	58	報酬	4,750
一般財源	11,525	職員手当等	998
		共済費	1,083
		需用費	1,942
		委託料	598
		工事請負費	1,684

【目的】

公文書等の適切な管理及び利用促進を図り、市民共有の記録遺産として次世代に確実に伝えていくことにより、行政の適正かつ効率的な運営を図るとともに、現在及び将来の市民に市政を説明する責務を果たすようにする。

【5年度目標】

- ・公文書等の目録の充実と公開を継続的に実施し、市民や職員による利用を促進する。
- ・庁内の文書整理を進めるとともに、共通のルールに基づいた文書管理を更に浸透させる。
- ・資料の利用申請やレファレンスへの対応、市民との協働による古文書の整理等を通じて、市民の郷土に対する認識や関心を高める。
- ・旧小猿屋小学校を新たな書庫として段階的に整備し、文書の保管場所を確保する。

【実施内容】

- ・歴史公文書の件名入力 … 約2万件（令和5年度末累計 約46万件）
- ・古文書資料目録の市ホームページ上での公開 … 約4千件（令和5年度末累計 約6万2千件）
- ・写真フィルムのデジタルデータ化 … 約4万コマ／全33万コマ（10年計画の3年目、令和5年度末累計 約12万件）
- ・市民等からのレファレンスや資料利用申請への対応、各課等への文書の貸出し
- ・統一的な公文書管理ルールの職員への周知 … 年2回の研修会、日々の業務への支援
- ・全庁的な公文書の整理・保存業務の推進
- ・市民ボランティアによる古文書の整理活動 … 清里区、浦川原区で月6回実施
- ・職員の講師派遣 … 市民主催の「古文書講座」、上越の歴史に関する講演会等
- ・所蔵資料の出前展示による普及活動 … 高田図書館にて年2回

[新] ・旧小猿屋小学校の書庫化整備 … 作業機の撤去、遮光カーテンの設置等

歳出科目 (P 130～P 133)	2 款 1 項 2 目	文書費
--------------------	-------------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
文書法務費	111,201	104,327	6,924

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	78	報酬	5,453
国庫支出金	27	共済費	376
諸収入	917	需用費	29,954
一般財源	110,179	役務費	16,355
		委託料	4,202
		使用料及び賃借料	53,167

○文書管理業務 3,619

【目的】

市民の共有財産である公文書の適正な管理、利用及び保存を行う。

【実施内容】

- ・公文書の適正な管理、利用及び保存を行う。
- ・職員を対象とした適正な文書管理のための研修を実施する。
- ・公文書のライフサイクルを電子的に一元管理する文書管理システムを、妙高市・糸魚川市との3市共同で導入し、令和6年4月から運用するための検討と準備を進める。

○法務関係業務 5,470

【目的】

事業担当課と共に、分かりやすく誤りのない例規を整備することにより、市の事業及び施策を広く市民へ周知し、普及する。

【実施内容】

- ・例規集（要綱集を含む。）の登載内容の更新を年4回行う。
- ・事務事業の執行に係る困難な法的課題について、顧問弁護士に相談し適切に対応する。

○文書事務用経費 102,112

【目的】

木田庁舎及び各区総合事務所で使用する事務用紙や郵便、複写機の借上げなどを一括管理することで経費の節減を図りながら、市の事務事業の円滑な執行を支える。

【実施内容】

- ・事務用紙購入費 一括購入により、購入単価を軽減する。
- ・通信運搬費 郵便物をまとめて発送することにより、割引制度の適用を受ける。
- ・印刷関係費 簡易な印刷物を庁内で印刷し、経費を削減する。
- ・複写機等借上料 各庁舎の複写機の配置及び使用を一括管理し、経費を削減する。
- [新]・複写機等借上料 書類の封入・糊付け作業を自動化する封入封函機を導入し、正確かつ迅速な文書発送業務を実施する。

提出課	広報対話課
-----	-------

歳出科目 (P132～P133)	2款1項3目	広報広聴費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
広報事業	60,305	50,482	9,823

主な財源		主な経費	
諸収入	3,240	報酬	3,123
一般財源	57,065	委託料	49,456
		共済費	711
		使用料及び賃借料	4,272
		需用費	753
		備品購入費	791

【目的】

広報紙やホームページ、SNS、コミュニティFM放送など、各種広報媒体の特長をいかしながら、市政情報を的確に分かりやすく市民へ発信し、市政に対する市民の理解を深める。

○広報上越 48,625

【5年度目標】

内容の充実を図るとともに、読みやすさを確保した上で適切なページ数とする。

【実施内容】

広報上越の作成・発行

- ・ 市政に関心を持ってもらえるよう、市の施策に関する特集・巻頭記事を作成する。
- ・ 年間12回発行、A4判、発行部数76,600部、カラー刷り

[新]動画の撮影・編集用機器の整備

- ・ 動画による市政情報の発信需要の増加に伴い、撮影・編集用機器を整備し、全庁で活用する。

[新]情報発信に関する研修会の開催

- ・ 職員を対象に、「伝わる広報」をテーマとした情報発信全般に関する研修会及び動画制作に関する研修会を開催し、正しい知識に基づく効果的な市政情報の発信に取り組む。
- ・ SNSの活用に関心のある市民を対象に、Instagram「#上越もよう」による地域の魅力発信に関する研修会を開催し、インターネットを通じ市民参加による発信を促進する。

[充]市公式LINEアカウントの機能拡充

- ・ マイナンバーカードの受取予約のために導入した「予約機能」を全庁展開し、窓口での手続や各種催し・講座等の申込みに活用する。
- ・ 道路損傷や集積所の違反ごみなど、市民から寄せられる報告への対応状況を管理する「ステータス管理機能」を導入し、担当課の業務効率化を図る。

○ホームページ 8,855

【5年度目標】

市政の最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるよう、ホームページを適切に管理・運用する。

【実施内容】

- ・各課等がCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を利用して作成・更新を行った最新情報について、ウェブアクセシビリティ確保の観点からチェックを行い、速やかに掲載する。
- ・令和6年6月にメーカーサポートが終了するホームページサーバのOSのバージョンアップに合わせて、CMSのバージョンアップを行う。
- ・情報量に優れるホームページと、速達性・拡散性に優れるSNSを組み合わせ、適時適切な情報発信に取り組む。
- ・不正アクセスを監視するほか、セキュリティ向上のための定期作業を行い、サーバーなどのシステムを適切に保守管理する。

○コミュニティFM放送 2,816

【5年度目標】

コミュニティFM放送により、市民へ市政情報をタイムリーに分かりやすく伝えるほか、防災情報の発信を通じて、市民生活の安全・安心を確保する。

【実施内容】

- ・行政情報番組「広報Jステーション」の放送
- ・放送日：月曜日～金曜日
- ・放送時間：午後5時～（10分間）

○市勢要覧 9

【5年度目標】

令和5年3月に発行する市勢要覧を、市内における各種会合の開催、市外へのシティセールスや視察などの際に当市を紹介する「名刺」として活用する。

【実施内容】

- ・資料編の更新

歳出科目（P132～P133）	2款1項3目	広報広聴費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民対話事業	2,525	2,191	334

主な財源		主な経費	
一般財源	2,525	報酬	1,652
		職員手当等	351
		共済費	392
		旅費	116
		需用費	14

【目的】

広く市民の声を聴く機会を設け、市民参加によるまちづくりを推進する。

【5年度目標】

市民と市長との対話集会等の開催や市民の声を聴くポストの設置などにより、市民のニーズを把握し、市民の意見等を市政運営につなげる。

【実施内容】

- ・市民と市長との対話集会等の開催
市長が地域に赴いて執務を行い、その場において個別の面談形式で市民と対話する「移動市長室」や、集会形式で意見交換を行う「対話集会」を開催し、地域の課題等を把握し市政運営に反映する。
- ・市民の声を聴くポストの設置
市民が市政に対する意見や提案等を手軽に行えるよう、引き続き市役所木田庁舎や各総合事務所など22か所の公共施設に「市民の声を聴くポスト」を設置するほか、電子メールや電話・ファックスなどにより、広く市民の声を受け付ける。
- ・パブリックコメントの実施
上越市パブリックコメント条例に基づき、パブリックコメントの適正な運用管理を行うとともに、広報上越や市ホームページ、SNSで制度や意見募集の周知を図り、意見提出につながるよう努める。

提出課	総務管理課
-----	-------

歳出科目 (P 132～P 133)	2 款 1 項 3 目	広報広聴費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民相談センター運営費	3,759	3,740	19

主な財源		主な経費	
一般財源	3,759	報酬	1,878
		職員手当等	395
		共済費	422
		旅費	65
		需用費	18
		委託料	968

【目的】

市民からの相談、苦情、要望等に適切に対応し、市民生活の安定及び向上を図る。

【5 年度目標】

市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう、庁内関係課や関係機関との連携体制を維持するとともに、各種相談に資する情報の収集に努める。

【実施内容】

<相談対応>

区分	開設日・時間	実施予定回数	対応者
一般相談	・毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	243 回	市民相談員
弁護士相談	・第 1 週～第 4 週の金曜日 (30 分/コマ×4 コマ/回) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分	44 回	弁護士
司法書士相談	・毎週火曜日 (40 分/コマ×3 コマ/回) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分	51 回	司法書士

※ 司法書士相談は、新潟県司法書士会上越支部の社会貢献事業として実施

※ 開設日はいずれも祝日、年末年始を除く

<相談件数>

区分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度 (令和 5 年 1 月末日現在)	
	実施回数	件数	実施回数	件数	実施回数	件数
一般相談	243 回	829 件	242 回	805 件	201 回	754 件
弁護士相談	47 回	135 件	46 回	145 件	39 回	129 件
司法書士相談	47 回	55 件	42 回	72 件	36 回	67 件
計		1,019 件		1,022 件		950 件

提出課	行政改革推進課
-----	---------

歳出科目 (P134～P137)	2款1項6目	財産管理費 (令和4年度は2款1項1目一般管理費)
------------------	--------	------------------------------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
財産管理費 (うち、令和4年度の事務管理事業分)	117	0	117

主な財源		主な経費	
一般財源	117	旅費	33
		需用費	9
		負担金補助及び交付金	75

○公共施設等の経営改善事業 117

【目的】

公共施設に係る将来的な財政負担の軽減を図るため、施設の適正配置と効果的かつ効率的な管理を推進する。

【5年度目標】

公の施設の適正配置及び施設の適切な維持管理の取組を推進する。

【実施内容】

- ・第4次公の施設の適正配置計画に基づく取組を推進するとともに、引き続き協議としている日帰り・宿泊温泉施設について、地域住民を始めとする関係者と協議し、方向性を決定する。
- ・施設別維持管理計画に基づき、予防保全の取組を進める。
- ・令和5年度末で指定期間が満了する指定管理施設について、指定管理者制度に関する基本方針に基づき、更新手続を進める。

提出課	人事課
-----	-----

歳出科目 (P140～P141)	2款1項9目	恩給及び退職年金費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
恩給及び退職年金費	1,133	2,078	△945

主な財源		主な経費	
一般財源	1,133	恩給及び退職年金	1,133

【目的】

昭和37年11月30日以前に退職した旧高田市職員及びその遺族の生活の維持を図るため、退隠料等に関する条例に基づき、退隠料を支給する。

【実施内容】

・年2回（4月、10月）支給

区分	受給者数	予算額
退隠料	1人	1,133

歳出科目（P142～P145）	2款1項13目	職員研修費
-----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
職員研修費	25,122	18,755	6,367

主な財源		主な経費	
諸収入	1,455	旅費	6,545
一般財源	23,667	委託料	5,839
		使用料及び賃借料	7,388
		負担金補助及び交付金	4,020

【目的】

良質な行政サービスの提供に向けて、職員研修等を強化・拡充し、やる気と意欲をもって仕事を行う職員の育成と、職員の資質や能力の向上を図る。

【5年度目標】

- ・各職位で必要となる資質・能力の底上げと早期定着を図るため、基礎・階層別研修の再構築を行うとともに、研修内容を強化・拡充して実施する。
- ・専門研修は、専門性の高い知識・技能の習得や現場からの発想による企画力・実行力の向上を図るとともに、資格取得支援制度の拡充を図る。
- ・長期派遣研修を拡充し、専門性の高い知識・技能の習得を図るとともに、人的ネットワークの構築を進める。
- ・職員が自発的に学習、研修活動等を行い、自己研さんに励むことのできる環境を整える。

【実施内容】

○基礎・階層別研修（係長級以上） 3,459

対象職員	区分	主な内容	人数
部長級	[新]部長級研修	社会情勢を踏まえた政策動向	25
	[新]管理職研修	管理監督者に求められるマネジメントスキル	130
課長級	課長級研修① (昇任時)	課長級に求められるマネジメントスキル、ラインケア、ハラスメント防止	15
	[新]課長級研修②	目標達成に向けた意思決定のプロセス、組織の牽引	60
	[新]課長級研修③	タイムマネジメントスキル(業務改善、業務の進捗管理、部下育成)	32
	人事評価制度評価者研修(目標設定・評価)	適切な目標設定及び公平・公正な評価に係るスキル	34
	交通安全研修	監督者としての役割、交通安全のルールやマナーの再確認	120

対象職員	区 分	主な内容	人数
副課長級	副課長級研修① (昇任時)	副課長級に求められるマネジメントスキル、コミュニケーションスキル、ハラスメント防止	15
	[新]副課長級研修②	責務と役割、コンプライアンス	37
係長級	係長級研修① (昇任時)	係長級に求められるマネジメントスキル、ヒューマンスキル、ハラスメント防止	40
	[新]係長級研修②	リーダーシップ、組織及び人のマネジメントスキル、問題解決	40
	文書法務研修	公文書管理(現用文書の管理と利用、文書の作成・取扱い等)、情報公開制度等	40
	メンタルヘルス研修	部下職員及び自らのメンタルヘルスに適切な対応をとるための基礎知識	40
高齢期職員	[新]高齢期職員研修	組織における新たな立場と役割、コミュニケーションスキル、ハラスメント防止、健康管理	40
窓口業務等対応	クレーム対応研修	クレームに対応するスキルと考え方	80

○基礎・階層別研修(主任級以下) 5,569

対象職員	区 分	主な内容	人数
主任級	主任研修	主任級職員に求められる役割、問題解決スキル、ハラスメント防止	46
主任級以下	一般職員研修第1部	地方自治制度、公務員倫理	46
	一般職員研修第2部	ディベート、論理的思考	34
	能力開発研修	政策形成能力向上、ファシリテーション、リーダーシップ、[新]キャリアデザイン、[新]メンター、[新]セルフコントロール	480
採用3年目	採用3年目職員研修	公務員倫理、ユニバーサルデザイン	34
採用2年目	採用2年目職員研修	中山間地域の現状と課題、現地研修	42
新規採用	採用時研修	公務員としての基礎的知識、[新]サービス向上研修	53
	採用1か月研修	業務遂行に必要な基礎知識、市の施策、健康管理、ハラスメント防止、[新]歴史文化研修	
	OJT	育成指導担当職員によるOJT	
	フォローアップ研修 (正式採用後に実施)	公務員としての自覚の再認識、健康管理	

○専門研修 5,433

区分	主な内容	人数
専門研修	新潟県市町村総合事務組合の税務・徴収・財務・契約・給与・法制執務・地方公会計事務基礎研修・業務改善研修（11人）、全国市長会ブロック別徴収事務研修（1人）、ハラスメント防止リーダー養成研修（2人）、土木技術系研修（18人）、市町村アカデミー研修（7人）、国際文化研修所研修（6人）	45
先進地視察研修	行政課題の解決に向けた施策・事業の企画立案にいかすため、先進事例を現場で見聞きする機会を確保	60
[充]資格取得支援	業務遂行上有用な資格対象を拡充し、取得を支援	11

○長期派遣研修 10,574

区分	派遣先	人数	
省庁	派遣	総務省（1人）、経済産業省（1人）	17
	割愛	農林水産省（1人）、国土交通省（都市局、[新]水管理・国土保全局、北陸地方整備局 各1人）	
新潟県	[新]知事政策局（1人）、東京事務所（1人）、土木部（1人）、上越地域振興局地域整備部（1人）、地方税徴収機構（1人）、警察本部（1人）、後期高齢者医療広域連合（2人）		
その他	（公財）にいがた産業創造機構（1人）、自治大学校（2人）		

○自己啓発研修 87

区分	主な内容
グループ研修支援	自発的に学習・研修活動等を行い、自己研さんに励む職員グループの支援
参考図書配置	職員図書室への研修用参考図書の配置

提出課	総務管理課
-----	-------

歳出科目 (P144～P145)	2款1項17目	情報政策費
------------------	---------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
情報システム事業	735,540	667,369	68,171

主な財源		主な経費	
繰入金	10,438	需用費	8,148
諸収入	25,592	役務費	33,825
一般財源	699,510	委託料	191,508
		使用料及び賃借料	487,664
		負担金補助及び交付金	
			12,117

【目的】

上越市ICTによる情報化推進基本方針に基づき、市民サービスの向上と持続可能な自治体の構築に向け、行政内部と市民・産業分野におけるICTの積極的利用などの各種取組を推進するとともに、行政運営に必要なシステムやネットワークの安定稼働と最適化を図る。

【実施内容】

[新]・令和7年度末を期限とする基幹系業務システムの統一・標準化に向けて、当市現行システムと国標準準拠システム間の差異の分析や使用文字の特定を行う。 25,174

現行仕様と国標準仕様の差異の分析に係る委託料
使用文字の特定に係る委託料

[充]・文書事務の総合的なデジタル化を目指し、糸魚川市及び妙高市との共同利用により、新たに文書管理システムを導入するとともに、現行の財務会計システムを更新する。 48,211

文書管理システム、新財務会計システム等の共同利用に係る使用料

[充]・内部事務の効率化や業務の継続体制の強化を目指し、セキュリティを確保しつつ、庁外からでも経理や文書作成を行う情報システム等を利用できる環境を拡充する。 175,776

リモートアクセス基盤機器・職員用端末賃借料 ほか
(令和5年度に更新するモバイルノート型端末109台など)

- ・RPAソフトウェア使用料
- ・モバイルルータ使用料
- ・ビジネスチャット使用料
- ・各種情報システム・機器の賃借料等
- ・プリンタその他OA機器等の賃借料等
- ・機器操作・運用支援、機器保守点検、情報セキュリティ対策等の各業務委託
- ・その他

会計年度任用職員報酬、プリンタトナー等消耗品 ほか

※ 前頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和4年度1月、3月補正予算額(※)	当初予算額	合計	令和3年度3月補正予算額	当初予算額	合計	
19,339	735,540	754,879	6,892	667,369	674,261	80,618

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

歳出科目（P146～P147）	2款1項17目	情報政策費
-----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域情報化推進事業	3,518	10,419	△6,901

主な財源		主な経費	
財産収入	2,124	旅費	17
諸収入	1,377	需用費	1,378
一般財源	17	役務費	1
		委託料	304
		使用料及び賃借料	1,818

【目的】

市内における情報格差の改善のため、地域情報通信基盤の安定的な運営を図る。

【実施内容】

- ・大島区において、地域情報通信基盤を貸し付け、各種サービスを提供する。

サービス提供者

テレビの再送信サービス…大島区テレビ共同受信組合

ブロードバンドサービス…東日本電信電話株式会社新潟支店

- ・光ファイバー施設移架改修の実施（共架電柱の移転工事に伴うもの）

※柿崎区にあつては、テレビの再送信やブロードバンドサービスに係る設備を令和4年4月1日付けで上越ケーブルビジョン株式会社に譲渡し、不要となった設備の解体撤去についても令和4年度中に完了したことから、柿崎区分の予算が皆減となる。

提出課	秘書課
-----	-----

歳出科目 (P146～P147)	2款1項18目	表彰費
------------------	---------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
表彰費	1,611	1,531	80

主な財源		主な経費	
一般財源	1,611	報酬 50	使用料及び賃借料 129
		報償費 841	
		需用費 533	

【目的】

市政の進展、産業の振興、文化の向上、市民の福祉の増進等に尽くし、その功績が著しい方や市民の模範となるべき優れた行いをされた方を表彰することで、様々な分野での市民の活躍を促し、当市の発展につなげる。

【5年度目標】

行政機関以外からの推薦件数を前年度実績以上とする。

(参考) 令和2年度：36件、令和3年度：53件、令和4年度：41件

【実施内容】

- ・表彰審査会の開催
 委員 8人
 開催日 第1回 8月下旬(予定)
 第2回 9月上旬(予定)
- ・表彰式の開催
 開催日 11月上旬(予定)
 会場 市内ホテル等
 内容 表彰式、記念写真撮影

<参考>直近3か年の表彰実績 (単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人	89	73	56
団体	3	11	4
計	92	84	60

提出課	総務管理課
-----	-------

歳出科目 (P152～P153)	2款1項27目	オンブズパーソン費
------------------	---------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
オンブズパーソン費	3,877	3,809	68

主な財源		主な経費	
一般財源	3,877	報酬	3,131
		職員手当等	334
		共済費	356
		旅費	55
		需用費	1

【目的】

公正な立場で市政運営に対する苦情を適切かつ迅速に処理することにより、市民の権利・利益の擁護及び市政運営の是正・改善を図り、市政に対するより一層の信頼を確保する。

【5年度目標】

苦情申立ての調査等の完了までに要する期間を60日以内とし、適切かつ迅速に行う。

【実施内容】

- 令和4年度オンブズパーソン活動状況報告書を作成し、議会等へ配布するとともにホームページ等で公表するなど、オンブズパーソン制度について市民が理解を深め、的確かつ円滑に利用できるよう制度の周知を図る。
- 苦情申立て等について、公正な立場で、適切かつ迅速な助言、調査を行うとともに、市民意見の的確な把握と市政への反映に努める。

<活動状況>組織別の苦情申立て、相談等の受付件数の推移

組織	令和2年度			令和3年度※			令和4年度 (令和5年1月末日現在)		
	申立て	苦情・相談等	発意	申立て	苦情・相談等	発意	申立て	苦情・相談等	発意
総務管理部				1	7			1	
企画政策部		4							
財務部		1		3	2			2	
防災危機管理部		1					1		
自治・市民環境部		1		4	8			1	
福祉部	1	2		1	1			1	
健康子育て部		2			1				
産業観光交流部		2			3			4	
農林水産部								3	
都市整備部	1	1		2	4			2	
教育委員会		1					1	5	
ガス水道局					1				
その他(市機関以外等)		20		1	10			5	
合計	2	35		12	37		2	24	

※令和3年度は、苦情申立て及び苦情・相談等で2つの部に関わる取扱件数が1件ずつあり

歳出科目（P164～P165）	2款4項2目	選挙常時啓発費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
選挙常時啓発費	413	400	13

主な財源		主な経費	
一般財源	413	旅費	4
		需用費	214
		役務費	195

上越市明るい選挙推進協議会と連携した啓発活動を通じて、有権者の選挙に対する関心を高める。

【目的】

各種の啓発活動等を通じて普段から政治と選挙への関心を喚起し、選挙違反のないきれいな選挙の推進を図るとともに、投票率の向上を図る。

【5年度目標】

- ・将来の有権者となる子どもたちの政治や選挙への関心を高めるため、選挙出前講座の実施学校数及び明るい選挙啓発ポスター・標語の応募学校数の増加を図る。
- ・高校生、若者に対する各種取組を検証し、教育機関との連携を図りながら、より効果的な取組を検討・実施する。

【実施内容】

- ・小・中学校での選挙出前講座、高校生による市議会傍聴の実施
- ・各地域、市内大学・高等学校の学園祭などイベント会場での啓発の実施
- ・学校への選挙用品の貸出し、新有権者へのバースデーカードの送付
- ・明るい選挙啓発ポスター・標語の募集、応募作品の巡回展の実施
- ・明るい選挙啓発ポスター作成の集いの開催
- ・県等の主催による研修会等への参加

歳出科目（P166～P167）	2款4項3目	選挙執行費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
新潟県議会議員一般選挙費	58,345	22,144	36,201

主な財源		主な経費	
県支出金	56,849	報酬	10,206
一般財源	1,496	給料	1,528
		職員手当等	12,936
		役員費	1,684
		委託料	25,350
		使用料及び賃借料	3,942

【目的】

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙を公正・的確に管理執行する。

【実施内容】

○選挙の適正な管理執行

- ・投開票事務に関する事務従事者への適切な指導及び管理・確認体制の整備
- ・その他選挙事務全体を通じた適正な事務手続の徹底

○投票しやすい環境づくりの推進

- ・BGMの活用
- ・職員及び投票立会人のノーネクタイ化
- ・親切な対応の徹底

○高齢者等への配慮

- ・休憩用のイスの配置
- ・投票所における記載面の低い高齢者用の記載台等の配置

○期日前投票所の利用拡大

- ・商業施設での開設
- ・中山間地域における日時限定の期日前投票所の開設
- ・混雑時における誘導員の配置

<参考：前回選挙の状況> ※上越市選挙区

選挙期日	平成31年4月7日
候補者数	6人（定数5人）
有権者数	160,645人（男77,886人、女82,759人）
投票者数	78,501人（男38,778人、女39,723人）
投票率	48.87%（男49.79%、女48.00%）
開票終了時刻	午後10時25分（所要時間：1時間25分）

歳出科目（P166～P167）	2款4項3目	選挙執行費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越市議会議員一般選挙費	24,194	0	24,194

主な財源		主な経費	
一般財源	24,194	給料	1,363
		職員手当等	1,778
		需用費	19,522
		役務費	235
		委託料	1,000
		使用料及び賃借料	140

【目的】

令和6年4月28日任期満了に伴う上越市議会議員一般選挙を公正・的確に管理執行するための準備を行う。

【実施内容】

- ・主な準備作業
 - ポスター掲示板の作成
 - ポスター掲示場の設置（債務負担行為設定）
 - 投票所入場券、投票用紙等の作成

<参考：前回選挙の状況>

選挙期日	令和2年4月26日
候補者数	36人（定数32人）
有権者数	158,850人（男77,183人、女81,667人）
投票者数	75,692人（男37,658人、女38,034人）
投票率	47.65%（男48.79%、女46.57%）
開票終了時刻	午後11時45分（所要時間：2時間45分）

提出課	監査委員事務局
-----	---------

歳出科目 (P 168～P 171)	2 款 6 項 1 目	監査委員費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
監査委員活動費	2,763	2,742	21

主な財源		主な経費	
一般財源	2,763	報酬	2,534
		旅費	191
		負担金補助及び交付金	35

【目的】

法令等に基づき、事務事業等が、正確で、経済的、効率的に実施されているかどうかを中心に監査等を行い、公正で合理的な行財政運営の確保を図る。

【実施内容】

- ・定期監査を始め、法に定められた監査や審査等を確実に実施し、監査等の結果や意見を速やかに関係者に通知・公表する。
- ・市民や市長などからの監査請求に対し、適正に対応する。

区分	内容
定期監査	財務に関する事務の執行が適正で効率的か、施設等の維持管理は良好であるかどうかなどを主眼として、全部局を原則として3年に1回の周期で実施する。
決算審査	各会計（一般会計、特別会計、定額運用基金、企業会計）の決算書及び関係諸表は法令等に基づいて作成されているかどうか、年度の収入支出は正確に表示されているかどうか、財政状態及び経営成績を適正に表示しているかどうかなどを主眼として実施する。
財政の健全性に関する比率の審査	健全化判断比率及び資金不足比率の算出過程は法令等に照らし正確かどうか、算定の基礎となる書類等は適正に作成されているかどうかなどを主眼として実施する。
例月現金出納検査	各会計の毎月末の現金の現在高や出納関係諸表等の計数が正確であるかどうか、出納事務が適正に行われているかどうかなどを主眼として実施する。

提出課	総務管理課
-----	-------

歳出科目 (P 272～P 273)	7 款 1 項 4 目	消費者行政費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
消費者行政費	12,054	11,652	402

主な財源		主な経費	
県支出金	3,419	給料	7,624
一般財源	8,635	職員手当等	1,851
		共済費	2,041
		旅費	180
		需用費	316

【目的】

消費者権利の尊重及びその自立支援を目的とする消費者基本法や消費者安全法の基本理念の下、相談窓口の充実や被害防止の啓発活動を推進し、消費生活の安定を図る。

【5 年度目標】

- ・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安全で安心な消費生活の確保を図るため、消費生活相談員のスキルアップに努める。
- ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の未然防止に努める。
- ・表示三法（消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法）に基づく立入検査を 2 店舗で実施する。

【実施内容】

<相談対応>

開設日・時間	相談員
毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	消費生活相談員

※開設日は、祝日、年末年始を除く

- (1) 消費生活相談
 - ・消費者トラブルを抱える相談者に対して自力解決に向けたアドバイスや情報提供等を行う。
 - ・相談内容に応じて市民相談と連携した相談体制を維持する。
 - ・相談員に必要な知識の習得、実務能力向上に資する研修等に積極的に参加する。
- (2) 多重債務相談
 - ・多重債務者の生活再建に向け、市民相談センターで行う弁護士、司法書士による法律相談の中で多重債務相談を行う。
- (3) 消費者啓発
 - ・町内会や老人クラブなど高齢者を対象とした出前講座を開催するほか、成年年齢引下げを受け、中学校・高等学校等において若年層を対象にした出前講座を開催する。
 - ・消費者被害防止のため、高齢者福祉関係機関や消費者団体との連携を図るほか、広報上越、市ホームページ等を活用した啓発を行う。
- (4) 表示三法による立入検査
 - ・市内の量販店等で販売されている商品に適正な表示が行われているかを検査する。